

技 第 477 号  
令和4年11月18日

関係協会・組合・連合会の長 様

島根県土木部技術管理課長

島根県公共工事共通仕様書特記事項の一部改定について（通知）

島根県公共工事共通仕様書特記事項（以下「特記事項」という。）を下記のとおり一部改定したので通知します。

なお、改定した特記事項は、島根県のホームページに掲載しますので関係職員に周知をお願いします。

記

1 改定内容

資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）政省令の一部改正（公布：令和4年9月2日 施行：令和5年1月1日）に合わせ、建設副産物について以下の内容を追記。

- ・受注者は「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」を工事現場の見えやすい場所に掲示すること
- ・受注者は監督職員から指示があった場合には計画の実施状況を報告すること
- ・受注者は、作成した計画および実施状況の記録を工事完成後5年間（改正前は1年間）保存すること

2 適 用

令和5年1月1日以降に契約締結する工事

3 公表HP

島根県／環境・県土づくり／技術管理（技術管理情報）／島根県公共工事共通仕様書／5.島根県公共工事共通仕様書特記事項

（問い合わせ先）

技術管理課 農林設計基準グループ 電話 0852-22-5942